



キャンパス・ ハラスメント 防止のために



ひとりで悩んでいませんか？

本学はキリスト教主義教育を実践している教育・研究機関として、すべての学生、教職員の安全と尊厳を脅かすいかなる人権侵害も容認しません。正常な勉学、課外活動、研究、業務の遂行に支障を生じさせたり、就学及び職場環境を悪化させるキャンパス・ハラスメントについても同様です。同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会は、そうしたキャンパス・ハラスメントを防止し、相互の信頼に基づく人間関係と学内環境を維持するためにこのリーフレットを作成しました。ご一読いただき、キャンパス・ハラスメントに対する理解を深め、すべての大学構成員が協力してキャンパス・ハラスメントが発生しない大学を目指しましょう。また、キャンパス・ハラスメントの被害にあったと思ったときは、ひとりで悩まず、このリーフレットに基づいて相談してください。

キャンパス・ハラスメントとは

就学や職場等において、相手の意に反する性的なまたは不当な言動によって、相手に屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いや不利益を与えることにより、相手の就学および労働環境などを悪化させることです。なお、この場合の相手とは、必ずしも特定の相手を指すものではありません。問題となる言動が、多数の人に向けられたもので、その言動について不愉快な思いをする場合も含まれます。

なお、キャンパス・ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントや、差別あるいは偏見に基づくハラスメント等を総称したもので、その境界は必ずしも明確ではなく、複合する場合があります。

キャンパス・ハラスメントの適用範囲

- 学部学生
 - 大学院学生
 - 外国人留学生
 - 研究生
 - 研修生
 - 研修員
 - 科目等履修生
 - 聴講生
 - 専任教員
 - 専任職員
 - 嘱託講師
 - 嘱託職員
 - 契約職員
 - アルバイト職員
 - 労働者派遣法に基づく派遣労働者
- 等本学の構成員とします。

セクシュアル・ハラスメント

身体的な接触、性的暴力あるいは性的ジョーク等で、相手に不快感を与える性的な言動を指します。



- ・就学や職場等において相手の意に反する性的な言動や行為をする。
- ・優越的な地位を利用して、性的な言葉や行為によって相手を不快にさせる。
- ・性的な要求を拒否されたことから教育研究上の指導を行わなかったり、学業成績を下げたり、労働条件に不利益を与える。
- ・コンパや宴会などでお酌を強要したり、身体接触をする。
- ・性的な内容の噂を学内に流し、教育環境、労働環境を悪化させる。

アカデミック・ハラスメント

指導教員等が優位な力関係を用いて、不適切で不当な言動を行い、学生や教員に対して行う教育・研究上の嫌がらせ行為等を指します。



- ・学生が求めても、教育・研究上の指導をしない。
- ・教育・研究上の場において、学生を傷つける言動を行う。
- ・研究室で延々と説教をしたり、長時間の研究を強制する。
- ・就職や進路の妨害をする。
- ・論文著者名を変更したり、研究成果を盗用する。

パワー・ハラスメント

教職員が優越的な関係を背景として、不適切で不当な言動を行い、他の教職員に対して行う職場における嫌がらせ行為等を指します。学生同士でも、先輩・後輩の間や同学年の間でも発生することがあります。



- ・職務上の上下関係を用い、下位の者に対し暴言を吐いたり、怒鳴りつける。
- ・部下に対し職務上必要な情報を意図的に伝えない。
- ・指導や注意の範囲を超えて、人格を著しく傷つける発言をする。
- ・課外活動等で特定の者を不当に排除したり、傷つける発言をする。

その他のハラスメント

前述した以外にも、

- ・レイシャル・ハラスメント
(人種や国籍等民族的要素にまつわる差別や嫌がらせ)
 - ・アルコール・ハラスメント
(飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権侵害)
 - ・マタニティ・ハラスメント
(職場において、妊娠・出産・子育てに対する嫌がらせ)
- 等、様々なハラスメントがあります。

相手の人格や尊厳を傷つける行為は許されません。

ハラスメントを受けた場合

キャンパス・ハラスメントを受けたら、我慢せず、相談員に相談してください。誰からいつどのようなハラスメントを受けたか、詳細な記録をとっておくと解決に向けて役立ちます。また、相手に対し自分が不快に感じていることなどを口頭や文書で知らせることで、当事者間で解決することが可能な場合もあります。

相談内容については、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」に基づき、学内での適切な調査と手続きを経たうえで必要な対応を講じます。その際、関係者のプライバシーの尊重と秘密保持には特に配慮します。

所属学部、研究科やキャンパスを問わず、どの相談員にも相談できます。まずは電話やメールで相談日時の予約をしてください。

*相談者が匿名を希望されても、委員会に対しては顕名となります。

【相談と対応の流れ】



相談員について

キャンパス・ハラスメント被害者の救済と問題解決のために、ハラスメント相談員を両校地に配置しています。相談員は、相談受付票によって具体的な内容を聞き、相談報告書にまとめた上で、キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会に速やかに報告します。

相談員は以下のURLで確認できます。



【2024年度相談員一覧】

<https://www.doshisha.ac.jp/students/harassment/index.html#soudanin>

同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規

ハラスメント相談があった場合は、内規に基づいて対応します。内容は以下のURLで確認できます。

【同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規】

<https://www.doshisha.ac.jp/students/harassment/index.html#naiki>



*慎重な調査を行うため、委員会の結論を得るまでに数か月要することがあります。

キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会

委員会は、相談者からの報告に基づきキャンパス・ハラスメントについての相談と調査、被害者の救済の方策、啓もう活動などを行います。学内の諸機関から独立したものとします。

委員会では、重大な人権侵害あるいは暴行などを伴うものから、誤解や認識不足に基づく人間関係の調整を要するにとどまるものに至るまで、具体的にどのような措置が必要かを公正中立な立場で審議します。委員会は、審議内容・結果について、学長に報告し、これを受けて学長が必要な措置を講じます。



授業内容や指導方法、授業時の教員の言動等で悩んでいる学生のみなさんへ

講義の進め方や、先生の指導方法で悩んでいるんだけど、どうしたらいいのかな？

相談ってなんだか気おくれしちゃうなあ…



まずは、あなたの所属している学部・研究科窓口へ相談に行ってください！
学部・研究科で解決できないケースは、適切な相談窓口をご案内します。



各学部・研究科窓口のお問合せ先 ▶

クレーム・コミッティ制度について

科目担当者との直接的なコミュニケーションでは解決できない授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、所属学部・研究科窓口にご相談ください。

たとえば…

- シラバスに書かれた内容と実際の授業が大きく異なる
- 試験内容が授業内容に対応していない
- 成績評価が不公平である（*下記参照）
- 授業内容や指導方法について、授業担当者に相談したが、問題解決が図られなかった…など

学部・研究科で相談の内容を確認後、必要に応じて各学部等のクレーム・コミッティが事実関係を調査し、クレームに関わる一連の対応について回答します。
なお、いかなる場合であっても、相談者の学生IDや氏名が科目担当者に明かされることはなく、また相談によって決して不利益を被ることはありません。

*採点質問について

成績評価に関する質問や異議申立てをしたい場合は、定められた成績通知日から1週間以内に、所属学部・研究科窓口にて採点質問票を提出してください。

<https://www.doshisha.ac.jp/contact/index.html>





同志社大学

2024年3月発行

[本学サイト]

キャンパス・ハラスメントの防止

<https://www.doshisha.ac.jp/students/harassment/index.html>



お問い合わせ

同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する委員会
【事務局】倫理審査室 TEL. 075-251-3158
